

## 構造改革特別区域計画

1 . 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
四日市市

2 . 構造改革特別区域の名称  
塩浜地区公立園幼保一体化特区

3 . 構造改革特別区域の範囲  
四日市市の一部の区域（塩浜地区）

4 . 構造改革特別区域の特性

昭和 35 年（1960 年）当時、四日市市内の全 23 地区の人口総数 195,974 人の中にあつて、南部臨海地域に位置する塩浜地区には、その 8.7% に相当する 17,011 人が在住した。

しかしながら、平成 16 年 9 月現在、市の人口総数 297,945 人の内、7,300 人が塩浜地区の人口であり、その比率は 2.5% に満たない。

四日市ぜんそくの主たる舞台となった塩浜地区は、石油コンビナート関連企業の低迷感、臨海部から丘陵部への市内人口移動等により、若年層の流出が目立ち、高齢化率 24.85%（全市平均 17.60%）にも示されるとおり、少子高齢化傾向が特に顕著であり、地域の活性化が叫ばれている。

現在、市内には公立幼稚園 22 園、私立幼稚園 15 園、公立保育園 28 園、私立保育園 17 園の幼保合計 82 園が設置されているが、塩浜地区には公私併せて 1 幼稚園、4 保育園が存し、園児数はそれぞれ減少傾向にある。

中でも、園児数の減少が著しい市立塩浜幼稚園については、この 5 年間の在園児数平均が、4 歳児 7.6 人、5 歳児 10.8 人となっており、集団保育を確保し、児童の社会性を培ううえで不利な状況の下にあると言える。

同じく塩浜地区に設置されている市立塩浜西保育園についても、過去 5 年間の在園児数平均は、4 歳児 15.2 人、5 歳児 16.6 人となっており、同様の傾向が窺えるところであるが、近接するこれら公立 2 園のあり方を見直し、幼児期における発達段階に大切な協同、忍耐、思いやり等の社会性を涵養するための場の確保・環境の整備が大きな課題の一つとなっている。

また、地域に根ざした子育て支援をはじめとする次世代育成支援施策の必要性が叫ばれる中であつて、その施策の軸となる公立両園の存亡が塩浜地区全体の活性化に向けての諸施策に与える影響は大きく、その意味でも、幼保両園の今後のあり方について、地域が一丸となつて取り組むための方策が求められているところである。

5 . 構造改革特別区域計画の意義

幼稚園・保育園の両者の機能を融合し、多様なサービスを提供することにより子育て家庭の負担の軽減や女性の社会進出に寄与するとともに、異なる環境の下で経験を積み重ねた幼稚園教員・保育園保育士の知識・技能を地域における子育て支援に役立てることにより、地域住民の次世代育成の気運の醸成、ひいては当市塩浜地区の活性化につながっていくことが期待できる。

また、同じ地区に住む同一年齢の子ども達が、適度の集団の中で生活し

教育を受けることにより社会性の涵養が促進されることが期待できるほか、そのための拠点を整備し、幼保のそれぞれの制度的意義を踏まえつつも幼稚園と保育園の垣根を低くすることで、これまで培ってきた就学前教育・児童養護のノウハウを一層活かしつつ、新たな幼保の関係を模索し今後の幼児教育の充実を図ることができる。さらには、本特区計画の推進により、構造改革が全国的に波及していくことが期待できる。

#### 6. 構造改革特別区域計画の目標

幼稚園及び保育園の施設の共用化により、既存施設の有効活用を図りつつ、円滑な職員間の交流、保育活動の合同実施によって、少子化の中にあって身近な施設で少しでも多くの児童による集団保育を確保し児童の社会性を培うとともに、就学前教育・児童擁護の使命を果たしつつ、多様な市民ニーズに応える。

また、あわせて地域の子育て支援のための確固たる拠点づくりを目指す。

#### 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

身近な施設において、幼保双方のサービスを提供することにより、子育てと就労をはじめとする社会進出の両立を促す。

また、学校区を異にする他地区に流出する児童を地区内に引きとめ、同一園舎における幼稚園・保育園の一体的運営のもと、幼保両園の園児が合同活動を実施することにより、一定の集団保育の場を確保する。そして、友達との関わりの中で幼児が相互に刺激し合い、様々なものや事柄に対する興味や関心を深め、それらに関わる意欲を高めるとともに、相手の立場に立って物事を考えることを学んでいく。

さらに、これらの検証を通じて、本市の幼児教育の充実を目指しつつ、幼保の保護者間の交流の機会の増大により、地域ぐるみの子育て支援の気運の醸成を図り、地域社会づくりの一助とするほか、市内各所にその輪を広げ幼児教育の充実、子育て支援等の観点からの地域の活性化を進める。

#### 8. 特定事業の名称

- ・ 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(807)
- ・ 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業(914)
- ・ 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業(823)
- ・ 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業(921)
- ・ 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業(831)

#### 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 近接する幼稚園・保育園において実施している交流保育の充実
- ・ 幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有の促進並びに両職種の人事交流
- ・ 四日市式幼保一体化カリキュラムの整備及び活用
- ・ 幼稚園・保育園保護者の相互交流及び地域との連携
- ・ 幼児教育の充実と地域ぐるみの子育て気運の醸成

## 別紙

1. 特定事業の名称  
807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
2. 当該規制の特例措置を受けようとする者  
四日市市立塩浜幼稚園
3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
平成17年4月1日予定
4. 特定事業の内容  
事業に關与する主体 四日市市教育委員会  
事業が行われる区域 四日市市立塩浜幼稚園  
事業の実施期間 平成17年4月1日から  
合同活動実施施設 現四日市市立塩浜西保育園舎

### 5. 当該特例措置の内容

園児数の減少が著しい当園の園児（過去5年間の在園児数平均 4歳児7.6人、5歳児10.8人）について、市立塩浜西保育園の同年齢児との合同活動を実施することにより、少しでも多くの児童による集団保育を確保し、社会性の涵養を図る。

児童福祉施設最低基準を満たすため、合同活動を行う児童数については4歳・5歳とも1クラスのみで各29名以内として幼稚園の学級定員35名以下にするとともに、現市立塩浜幼稚園舎を用途廃止のうえ、現市立塩浜西保育園舎の保育室（1室につき59.1㎡）、については「幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」の特例措置により共用化し、遊戯室（111.9㎡）、屋外遊戯場・運動場（2,134.2㎡）等については「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（平成10年3月10日文初幼第476号、児発第130号）に基づき保育園と幼稚園とが施設を共用化することにより、両園児童が一緒に活動することとする。

なお、市立塩浜西保育園は、現在定員60名であるが、かつては定員120名を擁し、施設規模の面で問題はない。

また、幼稚園長及び保育園長は幼稚園教諭及び保育士の免許・資格を併有する職員が併任発令（平成17年4月1日付）を受けたうえ両園の管理を統括するとともに、担当職員についても併任発令のもとに両免許・資格を併有する者をもって充て、同じく両免許・資格を併有する者をフリー職員として別途配置するとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った四日市式一体化カリキュラムに基づき、計画的かつ効果的な教育・保育を目指す。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

### 2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

四日市市立塩浜西保育園

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日予定

### 4. 特定事業の内容

事業に關与する主体	四日市市
事業が行われる区域	四日市市立塩浜西保育園
事業の実施期間	平成17年4月1日から
合同活動実施施設	現四日市市立塩浜西保育園舎

### 5. 当該特例措置の内容

園児数の減少傾向にある当園の園児(過去5年間の在園児数平均 4歳児 15.2人、5歳児 16.6人)について、市立塩浜幼稚園の同年齢児との合同活動を実施することにより、少しでも多くの児童による集団保育を確保し、社会性の涵養を図る。

児童福祉施設最低基準を満たすため、合同活動を行う児童数については、4歳・5歳とも1クラスのみで各29名以内として幼稚園の学級定員35名以下にするとともに、現市立塩浜幼稚園舎を用途廃止のうえ、現市立塩浜西保育園舎の保育室(1室につき59.1㎡)、については「幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」の特例措置により共用化し、遊戯室(111.9㎡)、屋外遊戯場・運動場(2,134.2㎡)等については「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号、児発第130号)に基づき保育園と幼稚園とが施設を共用化することにより、両園児童が一緒に活動することとする。

なお、当園の定員は60名であるが、かつては定員120名を擁し、施設規模の面で問題はない。

また、保育園長及び幼稚園長は保育士及び幼稚園教諭の資格・免許を併有する職員が併任発令(平成17年4月1日付)を受けたいえ両園の管理を統括するとともに、担当職員についても併任発令のもとに両資格・免許を併有する者をもって充て、同じく両資格・免許を併有する者をフリー職員として別途配置するとともに、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿った四日市式一体化カリキュラムに基づき、計画的かつ効果的な保育・教育を目指す。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

### 2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

四日市市立塩浜幼稚園

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日予定

### 4. 特定事業の内容

事業に關与する主体	四日市市教育委員会	四日市市
事業が行われる区域	四日市市立塩浜幼稚園	四日市市立塩浜西保育園
事業の実施期間	平成17年4月1日から	
共用化施設	現四日市市立塩浜西保育園舎	

### 5. 当該特例措置の内容

園児数の減少が著しい当園の園児（過去5年間の在園児数平均 4歳児7.6人、5歳児10.8人）について、市立塩浜西保育園の同年齢児との合同活動を実施することにより、少しでも多くの児童による集団保育を確保し、社会性の涵養を図る。

児童福祉施設最低基準を満たすため、合同活動を行う児童数については4歳・5歳とも1クラスのみで各29名以内として幼稚園の学級定員35名以下にするとともに、現市立塩浜幼稚園舎を用途廃止のうえ、現市立塩浜西保育園舎の保育室（1室につき59.1㎡）、については「幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」の特例措置により共用化し、遊戯室（111.9㎡）、屋外遊戯場・運動場（2,134.2㎡）等については「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（平成10年3月10日文初幼第476号、児発第130号）に基づき保育園と幼稚園とが施設を共用化することにより、両園児童が一緒に活動することとする。

なお、市立塩浜西保育園の現在の定員は60名であるが、かつては定員120名を擁し、施設規模の面で問題はない。

また、幼稚園長及び保育園長は幼稚園教諭及び保育士の免許・資格を併有する職員が併任発令（平成17年4月1日付）を受けたいえ両園の管理を統括するとともに、担当職員についても併任発令のもとに両免許・資格を併有する者をもって充て、同じく両免許・資格を併有する者をフリー職員として別途配置するとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った四日市式一体化カリキュラムに基づき、計画的かつ効果的な教育・保育を目指す。

なお、共用化する保育室の管理については、幼稚園児及び保育園児の各定員（幼稚園20人、保育園60人）を基本として幼稚園を所管する教育委員会及び保育園を所管する市長部局保健福祉部の協議のもとに、園長ともども適正な管理に努めるものとする。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

9 2 1 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

### 2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

四日市市立塩浜西保育園

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日予定

### 4. 特定事業の内容

事業に關与する主体	四日市市	四日市市教育委員会
事業が行われる区域	四日市市立塩浜西保育園	四日市市立塩浜幼稚園
事業の実施期間	平成17年4月1日から	
共用化施設	現四日市市立塩浜西保育園舎	

### 5. 当該特例措置の内容

園児数の減少傾向にある当園の園児(過去5年間の在園児数平均 4歳児 15.2人、5歳児 16.6人)について、市立塩浜幼稚園の同年齢児との合同活動を実施することにより、少しでも多くの児童による集団保育を確保し、社会性の涵養を図る。

児童福祉施設最低基準を満たすため、合同活動を行う児童数については4歳・5歳とも1クラスのみで各29名以内として幼稚園の学級定員35名以下にするとともに、現市立塩浜幼稚園舎を用途廃止のうえ、現市立塩浜西保育園舎の保育室(1室につき59.1㎡)、については「幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」の特例措置により共用化し、遊戯室(111.9㎡)、屋外遊戯場・運動場(2,134.2㎡)等については「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号、児発第130号)に基づき保育園と幼稚園とが施設を共用化することにより、両園児童が一緒に活動することとする。

なお、当園の現在の定員は60名であるが、かつては定員120名を擁し、施設規模の面で問題はない。

また、保育園長及び幼稚園長は保育士及び幼稚園教諭の資格・免許を併有する職員が併任発令(平成17年4月1日付)を受けたいえ両園の管理を統括するとともに、担当職員についても併任発令のもとに両資格・免許を併有する者をもって充て、同じく両資格・免許を併有する者をフリー職員として別途配置するとともに、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿った四日市式一体化カリキュラムに基づき、計画的かつ効果的な保育・教育を目指す。

なお、共用化する保育室の管理については、保育園児及び幼稚園児の各定員(保育園60人、幼稚園20人)を基本として幼稚園を所管する教育委員会及び保育園を所管する市長部局保健福祉部の協議のもとに、園長ともども適正な管理に努めるものとする。

## 別紙

1. 特定事業の名称  
831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業
2. 当該規制の特例措置を受けようとする者  
四日市市立塩浜幼稚園
3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
平成17年4月1日予定
4. 特定事業の内容  
事業に關与する主体 四日市市教育委員会  
事業が行われる区域 四日市市立塩浜幼稚園  
事業の実施期間 平成17年4月1日から  
対象となる施設 四日市市立塩浜幼稚園

### 5. 当該特例措置の内容

以下の内容の実現を図るべく、市立塩浜西保育園との施設の共用部分（保育室2室計118.2㎡、遊戯室111.9㎡、職員室・保健室等70.4㎡、便所・廊下134.1㎡、運動場2,134.2㎡）については当該部分全体を幼稚園として計算のうえ、幼稚園にかかる認可変更届けを三重県教育委員会に行うこととする。

園児数の減少が著しい当園の園児（過去5年間の在園児数平均 4歳児7.6人、5歳児10.8人）について、市立塩浜西保育園の同年齢児との合同活動を実施することにより、少しでも多くの児童による集団保育を確保し、社会性の涵養を図る。

児童福祉施設最低基準を満たすため、合同活動を行う児童数については4歳・5歳とも1クラスのみで各29名以内として幼稚園の学級定員35名以下にするとともに、現市立塩浜幼稚園舎を用途廃止のうえ、現市立塩浜西保育園舎の保育室（1室につき59.1㎡）、については「幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」の特例措置により共用化し、遊戯室（111.9㎡）、屋外遊戯場・運動場（2,134.2㎡）等については「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（平成10年3月10日文初幼第476号、児発第130号）に基づき保育園と幼稚園とが施設を共用化することにより、両園児童が一緒に活動することとする。

なお、市立塩浜西保育園は、現在定員60名であるが、かつては定員120名を擁し、施設規模の面で問題はない。

また、幼稚園長及び保育園長は幼稚園教諭及び保育士の免許・資格を併有する職員が併任発令（平成17年4月1日付）を受けたいえ両園の管理を統括するとともに、担当職員についても併任発令のもとに両免許・資格を併有する者をもって充て、同じく両免許・資格を併有する者をフリー職員として別途配置するとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った四日市式一体化カリキュラムに基づき、計画的かつ効果的な教育・保育を目指す。

なお、共用化する保育室の管理については、幼稚園児及び保育園児の各定員（幼稚園20人、保育園60人）を基本として幼稚園を所管する教育委

員会及び保育園を所管する市長部局保健福祉部の協議のもとに、園長ともども適正な管理に努めるものとする。